

Ⅲ－３０

財務委員会内規

（目 的）

第１条 本内規は、定款施行細則第２４条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

（業 務）

第２条 本委員会は、本医学会の財務を担当し、以下の業務を行う。

- （１）予算案の作成及び収支決算
- （２）補助金及び寄付の申請
- （３）現金の出納及び保管
- （４）物品の購入、管理及び売却、処分
- （５）会計帳簿の作成及び保存
- （６）証憑書類の保管
- （７）中期的収支均衡のための施策策定
- （８）その他財務に関する事項

（運 営）

第３条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第７章に基づき行う。

- ２ 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- ３ 本委員会の定足数は、委員長を含めた委員現在数の過半数とする。
- ４ 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- ５ 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- ６ 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、担当理事の決するところによる。
- ７ 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

（プロジェクト委員会）

第４条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

（委員会報告）

第５条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

（改 廃）

第６条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、令和７年５月２４日より施行する。